

※平成13年3月現在の法令等に即した内容となっています。

※個々の事例は、必ずしも事案の内容の全部を十分に表現しているとはいえないため、類似事案に応用する場合には慎重を期する必要があります。

217 倍率地域の不整形地等の個別事情のしんしゃく

【照会要旨】

倍率方式により評価する宅地について、評価すべき宅地が、不整形地、間口が狭小な宅地、無道路地等である場合には、路線価方式と同様に画地補正率を適用するなどし、個別の事情をしんしゃくして評価するのか。

【回答要旨】

固定資産税評価の基となる「固定資産評価基準」は、各筆の宅地について画地計算を行うこととしている。このため、各宅地に付された固定資産税評価額は、不整形地等であることをしんしゃくして定められているので、原則として、画地調整等のしんしゃくは行わない。

(注) その地域における標準的な宅地に比して著しく地積が広大な宅地で、評基通24-4に該当するものは、同24-4(2)により計算した価額により評価して差し支えない。

【関係法令通達】

評基通 21